

第7回 教育委員会会議録

令和2年4月27日

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名 ～ 山本委員、坪谷委員
3. 前回会議録の承認 ～ 承認
4. 報 告
報告第1号 教育長報告
報告第2号 教育委員会企画員の委嘱について
5. 議 案
議案第1号 令和2年度赤平市一般会計補正予算に係る意見の申出について
議案第2号 赤平市社会教育委員の委嘱について
議案第3号 赤平市図書館設置条例施行規則の一部改正について
議案第4号 令和2年度赤平市人材育成・定住促進奨学生の決定について
議案第5号 赤平市立学校における業務改善計画の改定について
6. その他
7. 出席教育委員
教 育 委 員 山 本 由美子
教 育 委 員 瓜 郁 夫
教 育 委 員 坪 谷 嗣 香
教 育 委 員 高 澤 司
教 育 長 高 橋 雅 明
8. 傍聴人を除き他に議場に参加した者
学 校 教 育 課 長 尾 堂 裕 之
社 会 教 育 課 長 野 呂 道 洋
学 校 教 育 課 主 幹 入 澤 克 司
学 校 教 育 課 指 導 主 事 内 潟 昭 仁
9. 傍聴人 2人
会議時間：15時00分～15時40分

教 育 長	<p>報告第1号 教育長報告について</p> <p>コロナウイルス感染症の影響を受け、ほとんどの行事が中止となりましたので、ここでは主に学校の状況について報告します。</p> <p>4月16日(木)、北海道知事から北海道教育委員会へ、道内小中学校に対する臨時休校の要請がありました。これを受け、北海道教育委員会は4月17日(金)に全道の市町村教育長を各教育局に集め、説明会を開催しました。そこでは、「臨時休校期間を、4月20日(月)から5月6日(祝)までとすること。」、「児童生徒の心身健康状態や家庭学習状況の把握などを目的に、ゴールデンウィークに入る前に1回程度分散登校を実施すること。」、「学校再開後の対応については、5月7日(木)・8日(金)に、臨時休校期間の増加に伴う児童生徒の心身の負担を考慮し、分散登校とすること。」、以上の説明がありました。</p> <p>市教委としましては4月17日(金)に、教育長名で全道一斉臨時休校のお知らせを保護者へ配布しました。また、4月20日(月)に臨時校長会を開催し、分散登校等についての意見交換を行いました。結果、ゴールデンウィーク前の分散登校は4月30日(木)と5月1日(金)に行うこと、午前授業として給食を食べてから下校することを決定しました。</p> <p>臨時休校が長引くことも予想されることから、今後も道教委等と都度協議を行います。</p> <p>以上、報告第1号を終わります。</p>
学校教育課長	<p>報告第2号、教育委員会企画員の委嘱についてご報告いたします。</p> <p>赤平市教育委員会企画員として、赤平中学校 富樫校長、茂尻小学校 菅原教頭を任命し委嘱したもので、いずれも新任となります。</p> <p>委嘱期間は、令和2年4月2日から令和3年3月31日までの1年間です。以上、報告第2号を終わります。</p>
教 育 委 員	(質問なし)
教 育 長	<p>それでは、報告を終了し議案に移ります。議案第1号、令和2年度赤平市一般会計補正予算に係る意見の申出について、事務局からご説明いたします。</p>
学校教育課長	<p>議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>令和2年度教育費予算の補正について、教育委員会の意見をお伺いするものです。</p>

学校教育課長	<p>5ページの令和2年度教育関係歳入補正予算説明をご覧ください。款14.国庫支出金、項2.国庫補助金、目5.教育費国庫補助金、節1.幼稚園費国庫補助金500千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策としての「幼児教育の質の向上のための緊急整備事業」を実施する、教育支援体制整備費交付金(補助率10/10)を計上するものです。</p> <p>次に、7ページの教育費補正内訳説明をご覧ください。項2.幼稚園費、目1.幼稚園費、17.備品購入費の増額は、歳入の交付金を財源として、空気清浄機及び赤外線体温計などの保健衛生備品を購入するものです。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
山本委員	体温計は、なかなか手に入らないと聞きますが。
学校教育課長	購入予定にしていますが、買えない物があるかもしれません。簡易に入手できる物と時間がかかる物を2段階で購入するなどし、対応したいと考えます。
教育長	他にご質問はございませんか。
教育委員	(なし)
教育長	議案第1号については、承認することに決定してよろしいですか。
教育委員	(異議なし)
教育長	(全員異議なしということで、) 議案第1号は承認いたします。
教育長	議案第2号、赤平市社会教育委員の委嘱について、事務局からご説明いたします。
学校教育課長	<p>議案第2号についてご説明いたします。</p> <p>赤平市社会教育委員について、赤平市社会教育委員設置条例第2条、第3条及び第4条の規定により、別紙のとおり委嘱したいのでこれを付議するものです。</p> <p>9ページの赤平市社会教育委員名簿をご覧ください。太線で囲んだ部分ですが、令和2年4月1日の教職員の人事異動により、茂尻小学校長上杉氏が着任し、同日付で委員を変更するものです。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
教育長	ご質問はございませんか。
教育委員	(なし)
教育長	議案第2号については、承認することに決定してよろしいですか。
教育委員	(異議なし)
教育長	(全員異議なしということで、) 議案第2号は承認いたします。
教育長	議案第3号、赤平市図書館設置条例施行規則の一部改正について、事務局からご説明いたします。

学校教育課長	<p>議案第3号について、提案の趣旨をご説明いたします。</p> <p>赤平市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めたいので、これを付議するものです。</p> <p>改正の理由としましては、実務と規則に相違点があるため、規則を改正するものです。</p> <p>11ページは改正規則の本文、12ページから13ページまでの参考資料は対照表です。</p> <p>12ページの第4条は図書整理日及び年末年始の休館日を整理するもので、第6条は資料の利用に広域圏を加えるもの、第7条はビデオテープを削除するもの、第8条は図書館利用カードの規定に改めるもの、第9条は貸出冊数を改定するものです。13ページにつきましては、12ページの各改正に伴い、字句を改正及び条を削除するものです。</p> <p>なお、附則としまして、この規則の施行期日及び経過措置を定めるものです。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
坪谷委員	<p>中身的には大分前に実務と変わっていたと思うのですが、今回改正するというのは。</p>
社会教育課長	<p>以前から実務と条例等に違いがありましたが、この機会に現状に合わせて改正したく、ご提案しました。</p>
教育長	<p>他にご質問はございませんか。</p>
教育委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>議案第3号については、承認することに決定してよろしいですか。</p>
教育委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>(全員異議なしということで、) 議案第3号は承認といたします。</p>
教育長	<p>議案第4号、令和2年度赤平市人材育成・定住促進奨学生の決定について、事務局からご説明いたします。</p>
学校教育課長	<p>議案第3号について、提案の趣旨をご説明いたします。</p> <p>令和2年度赤平市人材育成・定住促進奨学金の貸与を願い出た者につきまして、「赤平市人材育成・定住促進奨学金貸与条例」第3条において、奨学生は、その在学する、又は在学した学校等の長の推薦した者の中から、赤平市教育委員会が決定すると規定されておりますことから、本委員会で選定するものです。</p> <p>なお、本日までに申請がありました、15ページの別紙候補について付議するもので、個人情報保護の関係上、議案の別紙につきましては、氏名、保護者、住所欄を空欄にしております</p> <p>議案とは別に配付しております「申請者一覧」資料に、申請者の家族状況、世帯の所得状況等を記載しておりますが、この「申請者一覧」につきましては、審議終了後、回収させていただきます。</p> <p>申請のあった者は19名で、奨学生の資格について事務局にて審査を</p>
学校教育課長	

	<p>行った結果、特に問題のある申請者はおりませんでしたので、申請者全員を「貸付可」としてよろしいかをお伺いするものです。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
教 育 長	ご質問はございませんか。
教 育 委 員	(なし)
教 育 長	議案第4号については、承認することに決定してよろしいですか。
教 育 委 員	(異議なし)
教 育 長	(全員異議なしということで、) 議案第4号は承認いたします。
教 育 長	議案第5号、赤平市立学校における業務改善計画の改定について、事務局からご説明いたします。
学校教育課長	<p>議案第5号につきましては、赤平市立学校における業務改善計画を別紙のとおり改定したため、これを付議するものです。</p> <p>19ページから25ページまでが、今回改定後の「赤平市立学校における業務改善計画」案になりますが、下線部分に変更(改定)部分になります。</p> <p>20ページのはじめにの下線部にもありますが、今回の改定は、教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある「指針」に格上げされ、変形労働時間制が1年単位になるなど、国や道の動きに対応させるために行うものです。</p> <p>21ページの2.業務改善計画の性格ですが、下線部分を加える改定であります。4.教育委員会の役割につきましても、下線部分を加える改定であります。</p> <p>23ページのアクション2、部活動指導に関わる負担の軽減の(2)部活動指導員の配置等、(3)複数顧問の効果的な活用、(4)学校規模に応じた部活動数及び大会参加の適正化等につきましては、今回の改定で項目を追加するものであります。</p> <p>24ページ(2)学校職員人事評価制度を活用した意識改革の推進の2つ目の・(ぽつ)、「校長は～」の部分につきましては、現行の「1週間当たりの勤務時間が60時間を超える職員に対しては」から「在校等時間の目標を超える職員が出ないように」に変更するものであります。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
山 本 委 員	今までも取組はされてきていると思うが、教職員全体のバランスを見ながら声かけしていくのは難しいと感じます。
教 育 長	他にご質問はございませんか。
教 育 委 員	(なし)
教 育 長	議案第5号については、承認することに決定してよろしいですか。
教 育 委 員	(異議なし)

